

令和 7 年 8 月

「事故時の措置」の概要

大気汚染に係る事故については、次のとおり、大気汚染防止法により、応急措置を講じるよう規定されています。

【概要】事故時の措置（大気汚染防止法第 17 条第 1 項、第 2 項）

ばい煙発生施設の設置者又は特定施設の設置者は、ばい煙発生施設又は特定施設について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙又は特定物質が大気中に多量に排出されたときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するように努めなければなりません。

また、直ちに、その事故の状況を都道府県知事に通報しなければなりません。

※ 特定物質とは

物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして、次の 28 物質を指定。

アンモニア、弗化水素、シアン化水素、一酸化炭素、ホルムアルデヒド、メタノール、硫化水素、燐化水素、塩化水素、二酸化窒素、アクロレイン、二酸化硫黄、塩素、二硫化炭素、ベンゼン、ピリジン、フェノール、硫酸（三酸化硫黄を含む。）、弗化珪素、ホスゲン、二酸化セレン、クロルスルホン酸、黄燐、三塩化燐、臭素、ニッケルカルボニル、五塩化燐、メルカプタン

※ 特定施設とは

特定物質を発生する施設のうち、ばい煙発生施設に該当しないもの。

万一事故が発生した時は、直ちに応急措置を行うとともに、保健福祉環境事務所等の関係機関に通報してください。

また、他法令（公害関係法令（水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例）や毒物及び劇物取締法など）においても、同様の事故時の措置（応急措置、行政機関への報告）が規定されていますので、遵守をお願いします。

○ 問い合わせ窓口・事故時の通報先

工場・事業場の所在地	窓 口	電話番号	所在地
		FAX番号	
筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市、糸島市	筑紫保健福祉環境事務所 環境指導課	092-513-5612	〒816-0943 大野城市白木原 3-5-25 筑紫総合庁舎内
		092-513-5586	
古賀市 ^{*1)} 、糟屋郡 ^{*1)} 、中間市 ^{*2)} 、宗像市 ^{*2)} 、福津市 ^{*2)} 、遠賀郡 ^{*2)}	宗像・遠賀保健福祉環境事務所 環境指導課 環境指導第一係(※1) 環境指導第二係(※2)	0940-36-6322 (※1～2 共通)	〒811-3436 宗像市東郷 1-2-1 宗像総合庁舎内
		0940-36-2592 (※1～2 共通)	
直方市 ^{*1)} 、宮若市 ^{*1)} 、鞍手郡 ^{*1)} 、飯塚市 ^{*2)} 、嘉麻市 ^{*2)} 、嘉穂郡 ^{*2)} 、田川市 ^{*3)} 、田川郡 ^{*3)}	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 環境指導課 環境指導第一係(※1) 環境指導第二係(※2) 環境指導第三係(※3)	0948-21-4812(※1) 0948-21-4813(※2) 0948-21-4814(※3)	〒820-0004 飯塚市新立岩 8-1 飯塚総合庁舎内
		0948-23-4162 (※1～3 に共通)	
小郡市、うきは市、朝倉市、朝倉郡、三井郡	北筑後保健福祉環境事務所 環境課環境指導係 (久留米分庁舎)	0942-30-1058	〒839-0861 久留米市合川町 1642-1 久留米総合庁舎内
		0942-37-1973	
柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、三潁郡、八女郡	南筑後保健福祉環境事務所 環境指導課 (八女分庁舎)	0943-22-6964	〒834-0063 八女市本村字深町 25 八女総合庁舎内
		0943-23-7424	
行橋市、豊前市、京都郡、築上郡	京築保健福祉環境事務所 環境課環境指導係	0930-23-2380	〒824-0005 行橋市中央 1-2-1 行橋総合庁舎内
		0930-23-4880	
大牟田市	大牟田市環境部環境保全課	0944-41-2721	〒836-8666 大牟田市有明町 2-3
		0944-41-2722	
(問い合わせのみ)	福岡県環境部環境保全課大気係	092-643-3360	〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7
		092-643-3849	